

消防防災関係財政・補助事務必携

消防財政研究会 編

A5判・784頁 定価：3,850円(本体：3,500円+税10%)

令和 **4** 年度版

消防防災関係財政・補助事務必携



消防財政研究会 編

第一法規

消防財政制度及び消防防災施設等の整備に対する
地方財政措置等について、わかりやすく解説！

今年度版の主な改訂内容



令和4年の改正を踏まえた消防防災施設整備費補助金交付要綱及び緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱等に基づき、補助金の基準額や補助率等を対象施設・設備ごとに具体的に解説し、関係法令、資料を収録。

(内容現在：令和4年6月28日までに公布され、令和4年7月1日時点で効力を有するもの。)

都道府県・市町村の消防財政の担当者及び消防防災事業にかかわる
すべての方々のための実務に役立つ日本唯一のハンドブック！

令和4年度版発刊にあたって

我が国の消防は、昭和23年の消防組織法の施行により自治体消防として発足以来70年以上が経過し、この間、先人の努力と熱意により、制度、体制、技術など各般にわたり着実な発展を遂げ、国民の安心・安全の確保に大きな役割を果たしてきました。

そのような中において、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明者が約2万人、全壊した住家が約12万棟、半壊したものに至っては約28万棟に上り、極めて甚大な被害を地域住民に及ぼしています。近年、災害が多様化・激甚化・頻発化しており、今後も、大規模な被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等が発生することが指摘されている中、全国各地で大規模な災害が発生する可能性が高まっています。さらに、社会経済情勢の変化により、災害の態様も複雑多様化し、新型コロナウイルス等の新しい感染症や熱中症の増加、ホテル火災や石油コンビナートの火災、倉庫火災、トンネル内の爆発事故など、これまでは考えられなかった危機や災害の発生に備えなければなりません。これらの新たな危機や大規模災害の発生にも揺るぐことのない社会を構築し、国民の安心・安全を維持向上させていくためには、まずは行政がその役割を十全に果たさなければなりません。

一方、近年の地方財政は、多くの地方公共団体が多額の借入金を抱えるなど極めて厳しい状況にある中、消防が国民の要請に応えてその機能を適切に果たしていくためには、限られた財源である国庫補助金の有効活用等により、消防防災施設等の整備を計画的かつ着実に推進していくことが重要です。

本書は、市町村等の消防防災施設等の整備を担当される方々が、その整備にあたって必要な事項を取りまとめたものです。本書を広く活用していただき、公正かつ適切で迅速な補助金の事務手続きを進めていただければ幸いです。

令和4年6月

消防財政研究会

2 消防防災施設整備費補助金交付要綱

(平成14年4月1日
消防法第69号)

最終改正 令和4年5月12日 消防法第139号

(通則)

第1条 消防防災施設整備費補助金(以下「施設補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、総務省所管補助金等交付規則(平成12年総務省・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 施設補助金は、地方公共団体の消防防災施設の整備を促進することを目的とする。

(補助対象施設及び基準額等)

第3条 施設補助金の交付の対象となる消防防災施設(以下「補助対象施設」という。)及び次条に規定する規格に応ずる種類ごとの基準額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 都道府県(沖縄県を除く。)及び指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。)のうち東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体(以下「特定被災地方公共団体」という。)以外のものについては、第1号及び第2号の補助金、特定被災地方公共団体については、第1号から第4号までの補助金の交付申請額の合計額が9,500万円、指定都市以外の市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)のうち特定被災地方公共団体以外のものについては、第1号及び第2号の補助金、特定被災地方公共団体については、第1号から第4号までの補助金の交付申請額の合計額が950万円に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(1) 施設補助金

(2) 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱(平成18年4月1日付け消防法第49号)に基づく緊急消防援助隊設備整備費補助金

(3) 消防防災施設災害復旧費補助金交付要綱(平成23年5月2日付け消防法第72号)に基づく消防防災施設災害復旧費補助金

(4) 消防防災施設災害復旧費補助金交付要綱(平成23年5月2日付け消防法第73号)に基づく消防防災施設災害復旧費補助金

目次(抄)

◇消防財政制度のあらまし

- 1 消防財政の意義と特色
- 2 消防財政の計画的充実
- 3 市町村の消防の広域化、連携・協力
- 4 市町村の消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置

◇市町村の消防財源

- 1 地方団体の収入と消防財源との関わり
- 2 消防防災施設等の整備に対する地方財政措置

◇補助対象施設と補助率

- 1 補助対象施設
- 2 基準額
- 3 基準額に対する加算又は控除
- 4 補助率
- 5 補助率の特例措置
- 6 消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る事業一覧(所管課室別)

◇補助対象規格

- 1 規格の意義
- 2 各補助対象施設及び設備の規格

【消防防災施設】

- (1) 耐震性貯水槽
- (2) 備蓄倉庫(地域防災拠点施設)
- (3) 防火水槽(林野分)
- (4) 救助活動等拠点施設等
- (5) 活動火山対策避難施設
- (6) 画像伝送システム(施設分)
- (7) 広域訓練拠点施設
- (8) 救急安心センター等整備事業
- (9) 高機能消防指令センター総合整備事業

【緊急消防援助隊設備】

- (1) 消防用自動車
 - ① 消防ポンプ自動車
 - ア 災害対応特殊消防ポンプ自動車
 - イ 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車
 - ウ 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車
 - ② 救助工作車
 - 救助工作車
 - ③ 救急自動車
 - 災害対応特殊救急自動車

④ その他の消防用自動車

- ア 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車
 - イ 災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車
 - ウ 災害対応特殊高発泡車
 - エ 災害対応特殊大型高所放水車
 - オ 災害対応特殊泡原液搬送車
 - カ 特殊災害対応自動車
 - キ 支援車
 - ク 海水利用型消防水利システム
 - ケ 災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車
 - コ 消防活動二輪車
- (2) 航空機
 - 救助消防ヘリコプター
 - (3) 消防艇
 - 広域応援対応型消防艇
 - (4) 消防用資機材
 - ① 救助用資機材
 - ア 救助用資機材
 - イ 高度救助用資機材
 - ウ 高度探査装置
 - ② 救急用資機材
 - 高度救命処置用資機材
 - 搬送用アイソレーター装置
 - ③ その他の消防用資機材
 - ア 緊急消防援助隊用支援資機材等
 - イ テロ対策用特殊救助資機材
 - ウ 検知型遠隔探査装置
 - エ 海水利用型消防水利システム用資機材
 - オ ヘリコプター高度化資機材
 - カ ヘリコプター消火用タンク
 - キ ヘリコプター用衛星電話
 - (5) 消防に関する情報通信を行うための施設
 - ① 消防救急デジタル無線設備
 - ② その他の消防に関する情報通信を行うための施設

◇補助金交付事務手続

◇補助事業執行上の留意点

◇実績報告

◎補助金交付要綱及び関係法令等

◎附録

第一法規ストアにて、試し読みページを掲載中！下記QRコードを読み取っていただくか、ストア内「消事(4)」で検索の上、ご覧ください！

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書(第一法規刊)

消防防災関係財政・補助事務必携[令和4年度版]

●定価3,850円(本体3,500円+税10%) [コード079368]

申込部数

部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

*消費税は申込日時適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者にて現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
--	--	--

年 月 日

〒 ー ー
ご住所

機関名

部署名

公用
 私用

フリガナ

ご氏名

様

TEL

E-mail

@

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての開示、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎TEL.0120-203-696 ☎FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先

〒107-8560

東京都港区南青山2-11-17

第一法規株式会社

☎FAX.0120-302-640

書店印